

## 令和2年度 特定教育・保育施設の利用定員について

### 1. 定員について

施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」があります。

#### ○認可定員とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。（現在、洲本市に地域型保育事業はありません。）

#### ○利用定員とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

### 2. 令和2年度 特定教育・保育施設利用定員（予定）

#### 洲本市全体

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定			—		149		149
2号認定					679		679
3号認定	56		283		—		339
計	56		283		828		1,167

### 3. 幼保連携型認定こども園おおの 定員変更 (R2.4.1 予定)

(変更前)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	3	3	4	10
2号認定	—	—	—	17	17	17	51
3号認定	3	6	10	—	—	—	19
計	3	6	10	20	20	21	80

(変更後)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	5	5	5	15
2号認定	—	—	—	17	20	20	57
3号認定	3	8	12	—	—	—	23
計	3	8	12	22	25	25	95

### 4. 需給バランス調整について

洲本市では、市圏域で見ると供給超過となっていることから、上記の定員変更（1号認定5人増、2号認定6人増、3号認定4人増）に伴い、全体的な需給バランスを調整する必要があります。

#### 【調整（案）】

<1号認定>

市立なのはなこども園において、1号認定児の利用が少ないとから、同園の利用定員を変更します。

○なのはなこども園 1号認定利用定員：30人→25人

<2号認定・3号認定>

五色地域において、利用児童数が減少していることから、同地区保育園の利用定員を変更します。

○五色地域保育園 2号認定利用定員：240人→234人

3号認定利用定員：105人→101人